

善行雑学大学 会則の細則

1. 事務局所在地は代表理事宅とする。
代表理事 片岡信弘 〒251-0872 藤沢市立石 1-6-2
電話/Fax : 0466-81-0853
Eメール : kataoka9@gmail.com
2. 講師の選定および依頼
 - (1) 講師は、理事あるいは会員の推薦により代表理事が選定、依頼する。
 - (2) 講師には原則として講演の謝礼は支払わない。ただし、交通費等諸経費の実費弁償として、5,000円を旅費交通費から講師に支払う。なお、遠隔地からの来場等で経費がこれを超える場合、代表理事は理事会に諮って必要額を支払うことができる。
 - (3) リモート講演の場合、通信費等諸経費の実費弁償として代表理事は理事会に諮って必要額を通信郵送費から支払うことができる。
3. 代表理事（事務局）の経費
 - (1) 通信費として月額1,000円を支払い、明細は必要としない。
 - (2) 講師（候補者を含む）などとの交渉等に要する交通費、渉外費は実費を支弁する。
 - (3) 理事会の承認により、その他経費の支弁を求めることができる。
4. 会費および講座参加費
 - (1) 正会員年会費 : 3,600円。
 - ・4月講座終了後に入会した者は月割りで減額する。
 - ・会員の家族が入会する場合は、二人で5,000円とする。
 - ・新年度年会費の納入期限は原則として前年度の3月末日までとし、その後6月末日までに年会費納入を行わない者は会員資格を喪失する。
 - (2) 賛助会員 : 賛助金の額は特に定めない。
 - (3) 一般参加 : 会員以外の者が講座に参加する場合は、一回毎に500円を支払う。
ただし、高校生以下は無料。
 - (4) 名誉会員 : 講座参加費は徴収しない。
5. 会員の活動実費の支弁
会員の本学のための活動費用はその実費を支弁する。
6. 本学が、外部団体への加盟および会費支払については、理事会が決定する。
7. この細則は、理事の提案にもとづき理事会の決定で随時制定改廃ができる。

2000年3月31日制定

改訂 : 2000年6月1日、2001年9月9日、2001年9月24日、2008年5月14日

2009年9月1日

改定 : 2010年4月1日、2018年3月1日、2022年4月1日、2023年4月1日